

第22回寝屋川市障害者長期計画推進委員会 要旨

日 時 平成21年12月25日 13:20～15:05

場 所 市立総合センター 4階第1研修室

出席委員 赤木委員 金原委員 岸谷委員 北野委員長 北村委員 朽見委員 下委員
平山委員 牧野委員 榊田副委員長 丸山委員 向井委員 村井委員
山村委員 (名簿順)

(助言者) 赤井さん 芝田さん 富田さん 村井さん 森下さん (名簿順)

欠席委員 飛山委員 (名簿順)

※オブザーバーとして地域自立支援協議会全体会委員が出席

1 開会あいさつ (柳原保健福祉部長)

平素から寝屋川市の行政、とりわけ障害福祉行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。本市においては今後の障害者支援の基本方向となる寝屋川市障害者長期計画(第2次計画)を平成20年3月に、また、長期計画を具体的に推進していくための障害福祉計画(第2期計画)を平成21年3月に策定し、障害者施策の推進に取り組んでいる。両計画の策定に際し、本推進委員会で活発なご議論をいただき、お礼を申し上げます。

本日は、第2期障害福祉計画の「重点的に取り組む事項」に示された「障害者長期計画推進委員会と地域自立支援協議会全体会の一体的運営」を具体化するひとつの方策として、両会議をこのようなかたちで開催する。推進委員会で計画の進捗状況を中心に意見交換していただくとともに、地域自立支援協議会全体会で地域自立生活支援の具体的な取り組みを協議・検討していただきたい。長時間になるが、趣旨をご理解いただき、積極的な参加をお願いする。

障害者長期計画推進委員会と地域自立支援協議会を合同開催した目的とすすめ方

(事務局が説明)

昨年度に本推進委員会でご検討いただき策定した寝屋川市障害福祉計画(第2期計画)で、推進委員会は計画の策定と進捗状況の点検・評価、地域自立支援協議会は推進委員会で明らかになった課題に対する具体的な取り組みを協議・検討する役割を担っており、2つの会議を連携一体的に運営していくものと位置づけている。これを具体化していくために、今回、合同的開催を行った。両会議の委員が同席することでお互いの会議の内容を直接把握して、役割と連携についての理解を深めあい、連携をより強固にしていきたい。

そのため、本日は、前半の推進委員会では、障害者施策をめぐる動向についての報告と計画の進捗状況の報告を受けて、施策上の課題について議論していただく。それをふまえて、後半の地域自立支援協議会全体会では、課題と対応について議論する。各会議の委員の役割を明確にするため他方の会議にはオブザーバー参加とし、まず、その会議の委員で議論し、その後時間の許す範囲でオブザーバーに参考意見をいただくので、ご了承をお願いする。施策を推進していくための建設的な協議の場となるよう、ご協力をお願いする。

2 委員紹介

(事務局が委員、助言者、事務局、手話通訳者、地域自立支援協議会全体会委員を紹介)

会議成立の報告および資料の確認

3 新委員長、新副委員長選出

(事務局一任により委員長に北野委員、副委員長に榊田委員を提案し、拍手で承認)

4 新委員長あいさつ

長く委員長をしているので、そろそろ代わりの方が出てくれるとありがたい。政権交代で時代の変化もあるのでもう1回させてもらい、落ち着いたたらどなたか地域の方が委員長をされるのが望ましいと考えている。

世の中の状況について話をするよう言われているが、障がい者制度改革推進本部とその下にある推進会議を仕切る事務局がどうなるかが、一番大きな政治課題である。ふつうは主管する内閣府の官僚が事務局を担うが、障害者団体が障害当事者を中心とすることを強く要望し、本日決まる予算に基づいて、身体障害のある東弁護士が事務局長になる予定である。彼は事務局に4人の当事者と支援団体関係者を入れるよう要望しており、予算がどこまで付くかで残りは内閣府の官僚が事務局員になるが、これまでよりは当事者や関係団体の意見が反映できる体制になると思う。改革推進会議も議長・副議長のどちらかは当事者になるという話である。委員にもJDF（日本障害者評議会）の団体数にあわせて13人は当事者団体から参画すると言われており、それが過半数だとすれば、サービス提供団体と学識経験者が12人で、全体で25人ぐらいになる。東さんは国連の障害者権利条約の日本代表団顧問として闘われた方であり、とても信頼できる当事者が事務局長になるということは吉報である。

今回の推進本部と推進会議では、障害者権利条約を批准するために必要な法改正や新しい法の形成を中心に考えていく。推進会議で来夏の参議院選挙までに骨格案を出し、その後最低5つの部会（①障害者差別禁止法に関する部会、②モニタリング機関に関する部会、③障害者総合福祉法に関する部会、④教育に関する部会、⑤就労に関する部会）を設置することが公表されており、それら以外にも障害者団体が強く要望している「障害の定義や範囲」など、いくつかの部会がつけられる可能性がある。障がい者制度改革推進法案は5年間の時限立法として出されることになっており、私たちは骨格となる法律は3年間でつくってほしいと要望しているが、時間がかかると判断しているようである。

委員について内閣府と厚生労働省の間で激しい綱引きが行われているが、年内にはすべて決まる。望ましい方向ですすみつつあるが、サービス支給決定や相談支援のしくみ、サービス事業体系の見直しなどについての意見も出ており、施策全体を大きく変更すると新体系への移行をすすめるうえで大問題なので、方向性だけでも早急に明確にしてほしいと希望している。

5 案件審議

（1）障害者長期計画、障害福祉計画の進捗状況について

（事務局 資料に基づき説明）

[補足事項]

- ・長期計画の進捗状況に関連して、地域行事への当事者の参加、ボランティア活動の推進、移送サービスの充実、情報のデジタイズの推進、手話通訳者の養成、災害時の避難、発達支援や療育の充実、支援教育の充実、福祉就労施設の整備、障害者に対する理解、身近な相談窓口の充実、日常生活自立支援事業の推進、虐待防止における対応などについての課題があげられている。
- ・障害福祉サービス等の実績に関して、本日の議題である平成20年度の進捗状況は第1期計画に基づくものであるが、第2期計画においても計画書の「第1期計画の課題」を引き続き検討課題として、取り組んでいきたいと考えている。なお、病院から地域生活への移行については大阪府の退院促進事業に基づく実績、福祉施設から一般就労への移行については就業・生活支援センターの実績である。

（北野委員長）

3時から自立支援協議会の全体会が開催され、残りの時間は1時間弱なので、オブザーバーには委員の発言の後に時間があれば意見をいただくこととする。

(岸谷委員)

私の団体で切にお願いし取り組んでいることは、親亡き後や日常生活になかでの親の休息や緊急の場合に、預けられる場を求めることである。30数年間活動してきて、まだまだ不十分な点はたくさんあるが、18歳まではそれなりの生活ができるようになった。しかし、18歳以上は「契約」という流れのなかで制約されている部分もあり、短期入所は他市の事業所を利用しないといけない。ある程度身辺自立ができてきている人は自ら通うこともできるが、重度の人や医療的ケアの必要な人は、親が年々歳をとり、子どもも歳をとるので老老介護になっている。子どもが親の顔色を見ながら日常生活をおくっているという現実であり、市内にホッとできる場があればよいという願いを、この数年で感じるようになった。子どもの二次障害も出てきて、ものすごく不安な毎日を過ごしている。安定した安全な生活ができるよう、また、親もある程度ホッとする場面をつくってもらえるように、市内にショートステイをつくってもらいたいという気持ちで活動している。「短期入所の充実」(連番100)について日中一時支援事業のことが書かれているが、これは短期入所とは別の問題であり、私たちの願いはそういうものではないので、市の考えを聞きたい。また、本委員会でも検討してほしい。

(北野委員長)

国も身体障害者のグループホーム・ケアホームについて議論を始めているが、それについてはどう思うか。

(岸谷委員)

知的障害者はグループホーム・ケアホームの利用率が高いが、身体障害者の場合はヘルパーが確保できない状況で、現実にはやれない。また、住宅も不足しており、府営住宅を利用すればよいと言われてもそこまで行くのが大変で、民間の住宅では車いす常用者の場合は設計から考えていかないといけないので、現実には利用できない。しかし、本人も「親から離れて自立したい」という気持ちの人が多いため、もっとみなさんの知恵を借りてできればよいと思う。

(北野委員長)

以前に身体障害者のグループホーム・ケアホームのモデル事業を実施しているところの調査とニーズ調査をしたが、現在の知的障害者や精神障害者のケアホームの単価ではなく、非常に大きな上乗せをして運営されていた。重度の人は現在のケアホームの職員配置で生活できないということを実際に考えてもらわないとすすまない。

(岸谷委員)

横浜の「朋」はとてもすばらしいが、あれは横浜市だからできることで、寝屋川市では絶対にできない。

(北野委員長)

そうしたしくみをつくるよう、私たちも国に言っていけないといけない。知的障害者・精神障害者のグループホーム・ケアホームでも今の職員配置では重い障害のある人は暮らせないので、そうしたことも含めて要望していかなければいけない。

短期入所について市の方で考えがあれば、聞かせてほしい。

(山村委員)

資料も空白になっている。

(北野委員長)

本委員会では、どうかたちで意見を集約すればよいのか。本委員会の意見を地域自立支援協議会で検討し、解決できるものはやり、できないものは次期計画にあげるということか。

(岸谷委員)

現実に2～3日前に父親が亡くなり、老人保健施設のショートステイをレスパイトで利用していたが、緊急には利用できなかった。そのような本当に悲しい現実がたくさんある。

(事務局)

地域自立支援協議会全体会と合同開催しているので、課題を出していただいて議論していく。

そこで結論が出ないことは計画に反映させていくよう、議論をお願いしたい。

(山村委員)

昭和61年に自立センターが開所して20年が経過し、現在の「すばる・北斗」の理事長が頭を抱えておられることは、出口まできちんと見据えて施設がつくられたわけではなかったのも、ケアホームやショートステイの問題などが起こっているということである。「グループホーム・ケアホームの充実」(連番111)について資料で進捗状況が空白になっているのは、書けなかったということであり、対応しきれていないということだと思う。

資料の語句の定義の問題等について事務局に尋ねたい。「的確な障害程度区分認定の推進」(連番96)の「認定を的確に行う」の「的確」の言葉の意味について見解を尋ねたい。

「災害時に支援が必要な人を支えるしくみづくり」(連番28)の「災害時」は風水害のみに限定しているのか。

「コミュニケーションを支援するサービスの充実」(連番25)の手話奉仕員養成講座通訳コースでどれだけの手話通訳者が養成できたのか。また、点字ブロックの整備を予定している場所と面的な量を教えてほしい。

「発達や療育を継続的に支援するしくみの構築」(連番35)の大阪府中央子ども家庭センターの障がい児相談について、知的障害の数字の大きさに驚き、非常にショックを受けている。主な相談内容を教えてほしい。

「市での障害者雇用の推進」(連番64)について、平成21年度は1人しか採用されていないと思うが、22年度は何人採用の予定なのか。

「移動を支援する福祉サービスの充実」(連番23)について、実際に機能するガイドヘルパーは何人ぐらいいるのか。

(北野委員長)

的確に答えることが難しい質問もあるが、答えられる範囲で回答してほしい。

(事務局)

連番96の障害程度区分認定については、その人の障害の状態と区分が合っているかという問題はあるが、ここでは認定調査員マニュアルに基づいて調査するという意味で「的確に行う」と表現している。

(北野委員長)

山村委員が質問した意図はなにか。

(山村委員)

委員長もわかっておられると思うが、認定がぶれているという話が当事者本人から私のところにも山ほどきており、実務に携わっている人は常時感じているのではないかと。

(事務局)

連番28の災害時の定義は、大きくは地震や台風等の風水害などを想定している。

(北野委員長)

この項目についても、山村委員が質問した意図はなにか。

(山村委員)

災害は幅が広く、例えば、ハンディキャップのある人の場合はガス漏れや暴漢に家に押し込まれることなども想定のなかに入れておかないといけない。また、警察が対応すべきことかもしれないが、先日も路上で車いすに乗った高齢者が襲われて財布と身体障害者手帳を奪われた。

(北野委員長)

地域住民全体が関わらないといけないことなのか、警察や消防が障害をきちんと理解して対応することなのかなど、規模による整理も必要だと思う。

(山村委員)

その点についても判然としないところがあり、何人かの当事者に聞かれた。

(岸谷委員)

肢体不自由児や重度の寝たきりの子どもがいる家庭は、災害時はだれかに協力してもらえなければ外に出ることもできない状況である。そういう場合に備えて、地域で民生委員、社協、自治会などがマップづくりをしているところがあるのか。個人情報だという意見もあるが、障害のある子どもいる家がわかり、第一に助けに行くというマップづくりをしてもらえるととても安心なので、これから全体で考えてもらえるとよいと思う。

(北野委員長)

これまで個人情報の守秘義務の問題でもめていたが、本人が希望する場合は明示して支援していくよう議論がすすんできている。これは地域自立支援協議会の課題でもあり、リアリティのある議論をしてほしい。

(オブザーバー 大西さん)

私は和光校区福祉委員会の委員長をしているが、校区内の6自治会全世帯を対象に高齢者の名簿をつくり、地図に落としした。民生委員が行っているひとり暮らし高齢者の調査は拒否する人がいるが、「個人情報か大事か命が大事か」と聞くと全員が回答してくれた。平成19年に完成し、その後の調査はしていないが、マップには消火栓の場所や危険な箇所なども落としている。このときも障害者の名簿を出してもらえないことが社協で問題になったが、未だに答えがもらえていない。高齢者の名簿も個人情報の問題で出ていないので、地域でやり切った。

(北野委員長)

障害者も含めて調査したのか。

(オブザーバー 大西さん)

全部調べてある。

(北野委員長)

一人ひとりがどのような状況なのかを明確に把握し、何かあったときに誰がどう動くかを細かにつくれるしくみを、地域自立支援協議会などで考えてもらえればと思う。

(山村委員)

連番28に関して、災害時要援護者として名簿を作成した人の実数を教えてほしい。

(朽見委員)

「短期入所の充実」(連番100)の日中一時支援事業の契約事業所のうち、発達障害対象の事業所は市内なのか市外なのか。事業所数は市内と市外を分けて書いてほしい。

「実習の場などの確保の推進」(連番61)について、市の施設での実習の受け入れについて具体的にどういう検討を行っているのか。先日実施した団体と市の懇談会では「事故が起こってはいけないので、検討はするが、今のところ実施するつもりはない」という返答だったが、資料の記述は知的障害者には関係ないことなのか。

「移送サービス等の充実」(連番22)や「障害者を支援するボランティア活動・NPO活動の推進」(連番7)など社協が実施している事業が書かれているが、私も移送サービスの運転ボランティアをしているなかで、利用しているのはほとんどが高齢者だと思う。高齢者で身体障害のある人もいると思うが、実際に障害者手帳をもっている人が何人利用しているのか。障害者長期計画の進捗状況の報告であり、この内容ではわかりにくいので分けて書いてほしい。また、ボランティアを養成しているが、何人が活動しているのか。

資料を読んだの全般の話だが、要望書への回答のような感じで、「こんな答えを求めている計画ではない」と不思議に思った。まだ2年しか経っていないので大きな変化はないかもしれないが、進捗状況の報告なのだから、できていないところはできていないでもよいので、もう少しきちんとした数字を上げたり、中身を濃くしてほしいという印象をもった。

(北野委員長)

朽見委員の言われたとおりで、「どこまでできているか、できていないか」の現状と、「なぜできないか」も含めて議論していかないとすすまない。

(事務局)

連番100の日中一時支援事業について、1か所増加したのは市外の事業所である。市内では一昨年に1か所増えた以外は増えておらず、現状で5か所である。

(助言者 村井さん)

連番22の移送サービスについては「高齢者外出援助サービス」と「移送サービス」の2種類の事業があり、車いす対応の自動車を使った「移送サービス」は、平成21年3月31日現在で利用登録者は565人、内訳は高齢者が213人、高齢と障害の重複の方が211人、障害者が90人、障害児が3人、その他が48人で、障害者がかなり利用されている。「高齢者外出援助サービス」はコミュニティセンター単位で地域で責任をもって運行していただいております、基本的に高齢者が対象で、障害がある人もおられるが人数は揃っていない。移送サービスを実施するにあたり、運転や事務をする人のボランティア養成講座を実施しており、今年度は運転ボランティア養成講座を2回実施したが、対応しきれないので3月にもう1回やるかたちで取り組んでいる。

連番7のボランティアについても講座等を実施しており、地域や施設等でいろいろな活動に取り組んでおられる。

連番28の災害時要援護者の名簿づくりは、危機管理室が中心になり、高齢介護室、障害福祉課、福祉政策課、社協が入って検討を重ねて作成しているが、個人情報保護の関係で現在の様式は地域に提供する際に問題があるので、再度、同意の取り直しをしており、早急にまとめて地域に渡し、マップづくり等に活用していただくようすすめている。

(北野委員長)

今のところは災害時要援護者の人数は言えないということか。

(助言者 村井さん)

人数は高齢介護室、障害福祉課でそれぞれ把握しているが、名簿として提供できるかたちになる寸前の状態である。

(山村委員)

人数だけを教えてもらえればよい。

(事務局)

連番61の庁内実習については、以前に関係各課で検討し、何かあったときの補償の問題や障害に応じた安定した作業の保障の難しさ等があるため、一度は実施は難しいという結論を出したが、その際の議論が基になって身体障害者枠での市職員採用に結びついた経緯がある。一方、あらためて障害福祉課と地域自立支援協議会の事務局で検討を始めており、以前の検討で困難とされた点について、近隣各市でどのように克服されているかを調査している最中であるが、できるだけ早期に地域自立支援協議会内に庁内実習に関するプロジェクトチーム的なものをつくり、実現に向けて動いていきたいと検討している。

(北野委員長)

その検討では、知的障害や精神障害の人も対象として含めているのか。

(事務局)

そのことも含めて検討中である。

(朽見委員)

本人だけでなく支援者も一緒に来るなかで、どういう事故を想定しているのか。市役所が障害者に対して一番偏見をもっているのではないかと感じる。

(オブザーバー 大西さん)

あかつき・ひばり園の清掃は従来は3人の用務員が行っていたが、現在は「すばる・北斗」がやらせてもらっているという現実がある。また、私がNPOでしている施設の園庭の草取りを障害者の就労支援を希望する人に請け負ってもらうことなどもできるのではないかと考えている。心配するよりやらせてみるのが大事だと、市に苦言を呈したい。

(北野委員長)

相互了解の問題であり、お互いに信頼関係をつくって始めるよう検討してほしい。

(事務局)

連番64の市での障害者雇用は、平成22年度も1名の予定である。採用試験は市内在住、身体障害者手帳1級～4級、常時の介護を要せず通勤および職務遂行ができる人で、義務教育課程修了以上の方を対象にしている。

(山村委員)

たった1人なのか。

(助言者 赤井さん)

連番35の障がい児相談の知的障害児の相談件数について、資料の実績は寝屋川市だけでなく中央子ども家庭センター管内の北河内7市分の数字であり、誤解を生んでいたのであればお詫びをしたい。また、知的障害児の実績の内訳のデータは今はないが、大阪府域全体（大阪市・堺市を除く）で毎年約11,000～12,000の相談件数のうち9,000件前後が知的障害であり、その8割強～9割弱は療育手帳の新規・更新と幼児の通園のための受給者証の申請というイメージである。

(山村委員)

虐待等を伴う相当に深刻な相談ではないかと懸念したが、ある程度安心した。

(丸山委員)

委員長のお話にあった障害者総合福祉法については見えない部分があって、私もいろいろ懸念がある。

雇用に関して、働きたくても働けない人が社会情勢のなかで増えているが、視覚障害者は移動にもものすごく障害があり、移動を支援してもらえれば仕事ができるという相談が最近特别多いので、移動支援のガイドヘルパーが対応できないかを、地域自立支援協議会のなかで検討課題にするようお願いしたい。以前、府との交渉のなかで当事者、市、府が3分の1ずつ負担するというところで成立しかけた。仕事をしたくてもできないので生活保護にかかっているが、本当は働いて税金を払うことを願っている。

(北野委員長)

了解した。地域自立支援協議会の課題としてあげてほしい。

(オブザーバー 大西さん)

障害福祉計画の第2期計画を立てていただき、委員のみなさんに敬意を表したい。計画の9ページに日中活動系サービスの見込量が出ているが、これを実現するには受け皿となる作業所をどれだけ増やさないといけないのか、委員長、副委員長で事情を聴取してもらい、障害者が通って作業ができる実態をつくるよう補強してもらわないといけない。短期入所も同じだが、見込量と施設数の関係について、先を見越した施策をお願いしたい。

(北野委員長)

障害福祉サービスの実績も資料として出ているが、日中活動系サービスでも達成率に差があり、一方で旧体系のまま残っているところも多いので、新体系に移るに際してどういう問題があり、どういうしくみが要るのかについて、計画策定のときにも議論したが、地域自立支援協議会でも取り上げて検討してもらえればと思う。

進行が下手で3時を回ってしまったが、このあとはどういにかたちになるのか。

(事務局)

時間が押しているので5分間休憩して再開したい。

6 閉会あいさつ（榎田副委員長）

活発な意見をいただき感謝する。医師会としても障害者の方々をバックアップしたいと思っており、多くの方々の身体障害者手帳の診断をしたり、新規開業の場合は施設をバリアフリー

にするよう会員をお願いをしている。医師会ではかかりつけ医を推進しており、近くの医師と仲良くなり、何かあったときに相談相手になれるようにしておいてほしいと考えている。支援学校で診察する際に親御さんに聞くと医者にはかかっている人が多いが、できるだけ近くでかかりつけ医をもっておく方がメリットがあるので、推進してもらえるとよい。

(北野委員長)

障害者も地域の医者にかかりたいと思っており、拒否しないような啓発もお願いしたい。

(榊田副委員長)

医者の方もそのようにして、お互いに頑張ってよい社会にしていきたい。

(閉会)